

小千谷商工会議所

小千谷市本町2-1-5

TEL:0258-81-1300

FAX:0258-83-3632



日本年金機構より「新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難となった場合の免除申請の受付開始について」

日本年金機構では、5月1日より、新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金の納付が困難となった場合の免除措置の申請受付を開始しました

〈対象になる人〉

臨時特例による国民年金保険料の免除・猶予及び学生納付特例申請は、以下の2点をいずれも満たした方が対象となります

- ① 令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと
- ② 令和2年2月以降の所得等の状況から見て、当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれること

〈対象期間〉

令和2年2月以降の国民年金保険料が対象となります

○手続き等詳細につきましては日本年金機構 HP をご覧ください

日本年金機構 HP

<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/0430.html>

問い合わせ先

・長岡年金事務所（最寄りの年金事務所）

TEL:0258-88-0006

・年金加入者ダイヤル

国民年金加入者向け

TEL:0570-003-004

事業所、厚生年金加入者向け

TEL:0570-007-123